

北海道立図書館条例

昭和26年4月1日条例第20号

改正

昭和28年10月20日条例第123号 昭和39年4月1日条例第45号  
昭和41年12月28日条例第61号 平成21年3月31日条例第15号

北海道図書館条例をここに公布する。

北海道立図書館条例

(設置)

第1条 道民の教育と文化の発展に寄与するため、北海道立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立図書館	江別市

(分館、閲覧所及び配本所等の設置)

第3条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要な地に分館、閲覧所及び配本所等を設置することができる。

(公の資料等の提供)

第4条 知事及び委員会は、それぞれ発行する広報の用に供せられる刊行物その他の資料を2部図書館に提供するものとする。

(教育委員会規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日及び適用の遡及)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和25年7月30日から適用する。

(従前の図書館の移行)

2 この条例施行の際、現に存する行啓記念北海道庁立図書館は、第1条の規定により設置されたものとみなす。

附 則（昭和28年10月20日条例第123号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年4月1日条例第45号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日条例第61号）

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(昭和42年2月教育委員会規則第3号で、同42年4月1日から施行)

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）